

令和 2 年 1 1 月 6 日（金）
1 0 時 0 0 分 ～ 1 1 時 0 0 分
港区役所 9 階 9 1 1－9 1 3 会議室

令和 2 年度第 1 回港区消防団運営委員会

1 開 会

2 委員紹介

3 報告事項

平成 3 0 年度諮問（審議期間：平成 3 1 年 1 月から令和 2 年 3 月まで）
に対する特別区消防団運営委員会の答申と対応方針の概要について

【資料 2】

4 審議事項

令和 2 年度特別区消防団運営委員会への諮問について【資料 3 ～ 6】

5 その他

6 閉 会

<配付資料>

（資料 1）港区消防団運営委員会委員名簿

（資料 2）特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

（資料 3）諮問事項

（資料 4）特別区消防団運営委員会への諮問事項について

（資料 5）港区内消防団現勢等（定員・現員・充足率）

（資料 6）港区内各消防団員への水災に関するアンケート（案）

（資料 7）特別区消防団の主な装備資機材

（資料 8）特別区の消防団の設置等に関する条例

港区消防団運営委員会委員名簿

資料1
R2.10.1現在

職名	選出区分	氏 名	任期	
委員長	区長	武井 雅昭 たけい まさあき	退任 まで	平成16.6.28～
委員	学識経験者	菅野 弘一 かんの こういち	2年	平成25.7.23～令和3.7.22
委員	学識経験者	入江 のぶこ いりえ	2年	平成29.7.23～令和3.7.22
委員	学識経験者	丸 哲夫 まる てつお	2年	平成23.12.13～令和3.8.31
委員	学識経験者	伊関 則子 いせき のりこ	2年	平成29.9.1～令和3.8.31
委員	区議会議員	池田 こうじ いけだ	2年	令和元.6.12～令和3.7.19
委員	区議会議員	横尾 俊成 よこお としなり	2年	平成29.7.20～令和3.7.19
委員	区議会議員	杉本 とよひろ すぎもと	2年	令和元.6.12～令和3.7.19
委員	区議会議員	熊田 ちづ子 くまだ	2年	令和元.6.12～令和3.7.19
委員	芝消防署長	守屋 正巳 もりや まさみ	退任 まで	平成30.4.1～
委員	麻布消防署長	江原 浩仁 えばら こうじん	退任 まで	令和2.4.1～
委員	赤坂消防署長	谷山 萌子 たにやま あきこ	退任 まで	令和元4.1～
委員	高輪消防署長	伊藤 貴弘 いとう たかひろ	退任 まで	令和2.4.1～
委員	芝消防団長	堀部 忠次 ほりべ ただつぐ	退任 まで	平成22.4.1～
委員	麻布消防団長	長谷川 敬一 はせがわ けいいち	退任 まで	平成29.4.1～
委員	赤坂消防団長	鈴木 正光 すずき まさみつ	退任 まで	令和元4.1～
委員	高輪消防団長	片桐 勉 かたぎり つとむ	退任 まで	平成28.3.11～

特別区消防団運営委員会の答申を踏まえた対応方針について

1 諮問事項

特別区消防団の組織力を強化するための方策はいかにあるべきか

(審議期間：平成31年1月から令和2年3月まで)

2 諮問の趣旨

近年、地震や台風等の大規模災害により、各地で甚大な被害が発生している。そのような中、地域防災力の要である消防団員は減少し続けており、地域防災力の低下が懸念されている。そのため、総務省消防庁は特定の活動に従事する「機能別団員」の制度導入を各自治体に要請しており、2018年1月には「消防団員の確保方策等に関する検討会」の報告書により、大規模災害時に消防団活動を行う大規模災害団員の導入についても提案がなされた。このことから、機能別団員の更なる拡充等、特別区消防団の組織力を強化するための方策について諮問した。

3 答申内容

1 機能別団員の更なる拡充

基本団員の負担軽減や活動しやすい環境を整備するため、より積極的な導入が必要である。

2 大規模災害団員の導入

大規模災害時の人員確保等を図るため、導入が必要である。

概要図

消防団員 定数(16,000人)

基本団員

【全ての消防活動に従事する消防団員】

消火活動

水災活動

応急救護訓練指導

防火防災訓練指導

広報活動

祭礼等警戒活動

機能別団員

【特定の任務や活動に従事する消防団員】

機能別団員

応急救護訓練指導

機能別団員

広報活動

大規模災害団員

水災活動

震災活動

その他の災害活動

機能別団員の更なる拡充

	港区の答申	特別区の答申	特別区の対応方針
任 務	総務省消防庁では、住宅防火訪問・高齢者訪問や救命救助講習の実施を中心に活動することが挙げられている。 港区内の消防団活動においても、同様の任務・役割のほか、防火防災訓練指導、消防警戒活動、消防団広報活動などを任務・役割とすることが望ましい。	主に要請回数が多い応急救護訓練指導、防火防災訓練指導、広報活動及び警戒活動に指定することが必要	各消防団の住民指導や広報活動などの状況、各団員の出場状況及び資格等に応じて、負担軽減等が図られるように次の任務を指定してください。 ・応急救護訓練指導・警戒活動 ・防火防災訓練指導・広報活動など ※機能別団員は基本団員であることから、指定された任務以外の活動を妨げるものではありません。
対 象 者	想定される任務・役割が、特に対象者を限定するようなものではないことや、団員数の増加を図るためにも、多くの企業が集積する港区の地域性を生かした事業所や、特別区学生消防団活動認証制度を活用した学校等からの団員の加入をはじめ、様々な形態を考慮して、対象者を限定しないことが望ましい。 また、体力の問題や仕事の都合で消防団を退団した団員が、その豊富な経験を生かし、無理のない範囲で活動できるよう消防団OBを活用することも必要と考える。	女性や学生、家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員、経験があり指導助言ができる団員（アドバイザー）などを対象とすることが必要	次の対象者を指定してください。 ・家庭や仕事等の事情で退団を希望する団員 ・管轄区域内に在学する学生 ・定年退団団員 ・経験があり指導助言ができ、且つ希望する団員など ※団長や分団長と面談等を実施し指定してください。
処 遇 服 装	(1)報酬 常に災害出動に備えている基本団員と比べ、消防団活動に伴う負担に差があり、一定額減額することが望ましい。 (2)費用弁償 出動に対して支給されるものであり、活動内容に差はないことから、基本団員と同じとすることが望ましい。 (3)退職報奨金 活動に費やす時間や活動による負担に差があることから、基本団員より一定額、減額することが望ましい。	業務内容等により、活動回数や時間など、定量比較ができないため基本団員と差異をつけることが必要	基本団員と同様としてください。
階 級	任務や役割を限定して特定の活動のみに参加することや、班長以上の階級には定数があることから、階級を制限する必要がある。 任務等の内容によっては、経験を積むことにより指導的な役割を担う可能性もあることから、階級を班長までとすることが望ましい。	原則として団員とする。但し、リーダー的存在となり、一定の知識及び技術を身につけた団員については、班長とすることが必要	・階級は原則として「団員」とします。ただし、リーダー的存在となる団員については、「班長」とすることも可能です。 ※各分団に定められている「班長」の定数に注意してください。 ・基本団員として活動可能となった場合は、基本団員に準じてください。
配 置 先	役割・任務において広報活動等の消防団全体に関わる活動もあることから、団本部直轄として配置することが望ましい	地域の実情や業務内容により、団本部付け又は、分団本部付けにすることが必要	配置先は、各消防団の実情に応じて団本部又は分団本部を指定

大規模災害団員の導入

	港区の答申	特別区の答申	特別区の対応方針
任 務	総務省消防庁では、災害情報の収集・報告及び地域住民への伝達、避難誘導・安否確認などを中心に活動することが挙げられている。 港区内消防団の活動においても、同様の任務・役割のほか、消火・救助活動などを任務・役割とすることが望ましい。	大規模災害発生時における避難誘導、災害情報の収集、消火・救助活動の支援等を行うことが必要	○災害活動を指定 ・災害情報の収集・避難誘導 ・消火活動支援・救助活動支援など ○大規模災害団員活動要領の作成 ○定期的な訓練の実施（例：水防訓練、震災訓練、消防団合同点検）
対 象 者	災害活動等にできる限り多くの人手が必要になることから、個人だけでなく、多くの企業が集積する港区の地域性を生かした事業所や、特別区学生消防団活動認証制度を活用した学校等からの団員の加入をはじめ、様々な形態を考慮して、対象者を限定しないことが望ましい。 仕事や家庭の事情で退団した経験豊富な団員を活用することが必要と考える。	消防職団員OBや、医療関係従事経験者などの専門的な知識・技術を有する者を対象とし、人数を制限することが必要	○対象者を限定し入団促進、退団予定者に働きかけを実施 ・消防職団員OB ・医療関係従事経験者など、災害対応に必要な専門的知識及び技術を有していると消防団長が認めたもの ○定数を指定 ・定数16,000人の中の大規模災害団員の定数を定める
処 遇 服 装	(1)報酬 大規模災害活動に特化して活動する特性から、年間の活動回数が基本団員と比べて大幅に少なくなることが予想されることから、基本団員より相当程度減額することが望ましい。 (2)費用弁償 出勤に対して支給されるものであり、活動内容に差はないことから、基本団員と同じとすることが望ましい。 (3)退職報奨金 在団中の活動回数が基本団員に比べて大幅に少なくなることが予想されることから、基本団員より相当程度減額することが望ましい。	大規模災害時に限定していることから、服装について活動に必要なものとし、費用弁償や退職報奨金については基本団員と同額、年額報酬は減額とすることが必要	【処遇について】 ○基本団員と差別化を図るもの ・年額報酬を減額 ○基本団員と差別化を図らないもの ・費用弁償や退職報奨金は同額 【服装について】 ○基本団員と差別化を図る ・給貸与品については、活動に特化したものとし制服以外を貸与
階 級	大規模災害時のみの活動となることから、活動時の指揮経験が不足することが予想され、「団員」のみの階級とすることが望ましい。	原則として団員とする。但し、リーダー的存在となり、一定の知識及び技術を身につけた団員については、班長とすることが必要	階級を限定 ・原則として「団員」 ・リーダー的存在となる団員については、「班長」とすることが可能 ※各団本部に定められている「班長」の定数に注意してください。
配 置 先	大規模災害時のみの活動となることから、団本部とすることが望ましい	原則として、消防団管轄区域での活動が期待されることから団本部付けとすることが必要	○配置先を「団本部」に指定

※本年度中に条例の改正等の制度設計を行い、令和3年度の導入を予定しています。

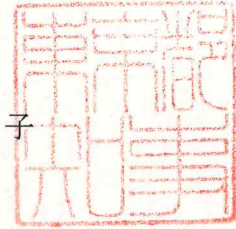


資料 3

2 東 消 防 消 第 3 3 6 号
令 和 2 年 8 月 3 日

港区消防団運営委員会
委員長 武 井 雅 昭 様

東京都知事 小池 百合子



特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和 3 8 年東京都条例第 5
3 号）第 4 条の規定に基づき、別紙のとおり諮問します。

別紙

1 諮問事項

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか」

2 趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。

近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による自然災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところである。

こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が抽出された。

このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものである。

3 審議期間

令和2年8月から令和3年7月まで

4 答申期日

令和3年7月31日

1 諮問事項

水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにあるべきか（審議期間：令和2年8月から令和3年7月まで）

2 諮問の趣旨

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時の活動においても大いに期待されている。近年、気候変動等の影響により、超大型台風や局地的豪雨による日本国内において地震や台風等様々な災害が発生しており、令和元年10月に発生した台風第19号では、多くの消防団員が水災事象に対応し、避難誘導、土のうを活用した浸水防止活動及び排水活動などに従事したところである。こうした中で、消防団の活動体制、避難所支援等の対応、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が抽出された。このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について諮問するものである。

3 現況（課題）

①水災時の活動体制

- 1 災害状況等に応じた、任務班の編成時期など配慮が必要であった。
 - ・居住地団員には参集が早すぎる。
 - ・災害発生時期と参集時期のタイムラグがあり任務班を編成しても待機が長い状況であった。
- 2 超大型台風の発生など、水災活動時の安全管理に不安があった。
 - ・風水害時の災害対応の知識・技術が不足していた。
- 3 広範囲の浸水などで長時間活動となり応援体制等が必要であった。
 - ・災害発生数、規模に差異があり隣接消防団での応援体制が必要である。
- 4 災害対応のほか、住民等から避難所運営支援等の要請が多く対応に苦慮した。
 - ・避難所から避難者の移動要請があった。
 - ・避難所開設支援、運営支援があった。
 - ・避難所状況確認後の引き揚げ時に苦情があった。

消防団の指揮命令系統や活動基準等については、補足資料1,2のとおり

令和元年台風19号 港区内の水防活動状況

港区内の水防活動件数は12件

水防第三非常配備態勢発令により、港区内消防団員286名が参集した。

詳細については、補足資料3のとおり

②装備資機材・分団本部施設

- 1 予想を超える水災に対する装備資機材の増強等が必要である。
 - ・越水、内水による浸水対応資機材（排水資機材、胴長、土のう、水のう等）が不足していた。
 - ・浸水防止活動時（汚水）の衛生管理資器材が不足していた。
 - ・夜間対応資機材が不足していた。
 - ・資機材、人員の搬送能力の増強が必要であった。
 - ・インターネット設備が全くない。
- 2 分団本部施設の待機スペース等が不十分であった。
 - ・施設が狭い。
 - ・仮眠用資器材がない。

港区の消防分団数は19、施設数は45施設である。そのうち、待機室のある施設数は9施設である。

4 検討の方向性

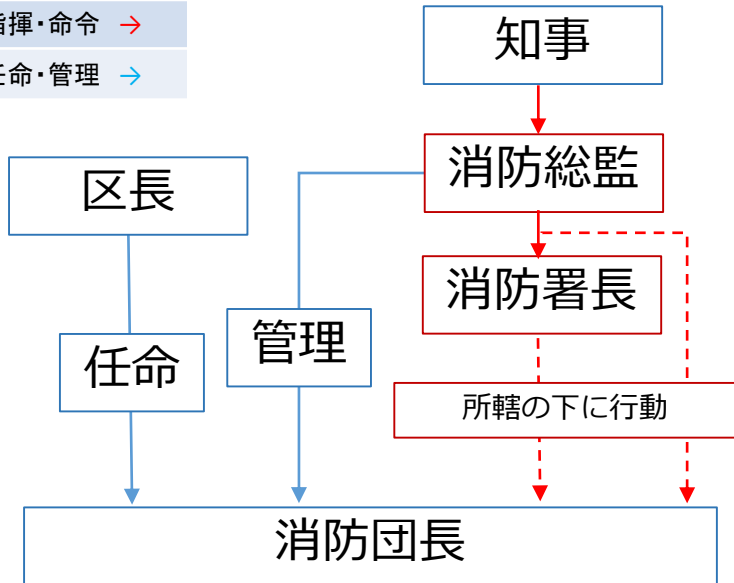
課題	検討の方向性
① 水災時の活動体制 1 災害状況等に応じた、召集及び任務班の編成時期 2 水災活動時の教育訓練及び安全管理 3 広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制等 4 住民等からの避難所支援の要請対応	○ <u>浸水区域、地域特性や災害状況に応じた、召集及び任務班の編成時期等について現員数も考慮し、次の事項を検討してください。</u> ・ 平時の火災に対応する消火班を優先的に確保したうえで、災害状況に応じた任務班の段階的縮小または拡大編成 ○ <u>水災時の活動能力及び安全管理の向上について、次の事項を検討してください。</u> ・ 水災活動に関する安全管理要領を含めた教育・訓練方法 ○ <u>管轄区域を越えた消防団相互応援のあり方について、次の事項を検討してください。</u> ・ 管轄区域を越えての消防団員の派遣や資機材の貸し借りの相互応援について ○ <u>避難所運営と消防機関(消防署、消防団)との関係性から、次の事項について検討してください。</u> ・ 消防の指揮命令系統及び避難所の運営体制の確認 《補足資料1》 ・ 消防団は、災害対応が本来業務であり最優先事項であることの確認 《補足資料2》 ・ 避難所に対する消防機関(消防署、消防団)の連携体制の確認
② 装備資機材・分団本部施設 1 予想を超える水災に対する装備資機材の増強 2 分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上	○ <u>地域特性に応じた各消防団に必要な資機材及び配置について、分団本部施設等の規模を考慮し、次の項目を検討してください。</u> ・ 胴長やゴム長手袋(腕力バー付手袋)など、衛生対策を考えた新たな装備資機材の導入 ・ 団員の高齢化や女性団員の増加に伴う既存資機材の改良(軽量化など)や簡易排水ポンプ等の増強による活動能力の向上 ○ <u>分団本部施設の待機スペースの確保や機能向上、または現状施設のスペースの有効活用など、高齢化や女性団員の増加等の変化に応じた見直しを含め、次の事項を検討してください。</u> ・ 施設の規模 ・ 更衣室等の女性専用スペースの整備 ○ <u>団本部と分団本部での情報共有などについて、次の事項について検討してください。</u> ・ インターネット設置による情報収集、分団間等の情報連絡や報告環境の整備

消防の指揮命令系統（特別区）

凡例

指揮・命令 →

任命·管理 →



水防団について

水防管理団体が、水防活動を行うために設置するものである（水防法第5条第1項）。東京都においては、水防団単独の組織はないので、水防活動は消防機関（東京消防庁、市町村消防本部、消防団）等が分担して行っている。（東京都水防計画用語の解説より）

消防団の行動と消防本部または消防署との関係

消防組織法第18条第3項

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

特別区の消防の管理

消防組織法第27条第1項

特別区の消防は、都知事がこれを管理する。

消防組織法第28条

特別区の存する区域における消防については、特別区の存する区域を一の市とみなして、市町村の消防に関する規定を準用する。

避難所について

【避難所の指定】

・市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。（災害対策基本法第49条の7）

【避難所運営ガイドライン（内閣府）】

- ・避難所生活は住民が主体
- ・避難所運営を運営する体制、バックアップする体制は、区の災害対応業務の根幹
- ・避難所運営は原則的に「被災者自らが行動し、助け合いながら避難所を運営する」
- ・発災後の運営体制をいち早く確立し、円滑な運営につなげるためには、区が主導し、避難所運営マニュアルの作成を推進し、さらに避難所運営訓練等の機会を通じて、避難者、地域住民、避難所派遣職員の役割について確認・周知しておく。
- ・避難所の運営体制・運営主体（施設管理者）は各行政区で策定する「避難所運営マニュアル」による。

東京消防庁水災警防規程		
区分	発令基準	配備人員
水防 第一 非常 配備 態勢	1 台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京湾内湾に大津波警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。（方面隊長・署隊長） 1 管轄区域に大雨警報又は洪水警報が発表された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 水道管の破裂、水門の故障等による出水により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水防 第二 非常 配備 態勢	1 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。（方面隊長・署隊長） 1 管轄区域に大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 河川の増水・越水、水道管の破裂、水門の故障等による出水により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね3分の1及び所要の消防団員（以下「団員」という。）
水防 第三 非常 配備 態勢	1 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員のおおむね半数及び所要の団員
水防 第四 非常 配備 態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全職員及び全団員

特別区消防団災害活動等に関する規程	
第1条 この規程は、特別区の消防団の組織等に関する規則（昭和26年東京都規則第149号。）第17条に基づき、特別区消防団の火災、水災、震災、武力攻撃災害等及びその他の災害に対する活動の基準その他必要な事項を定めることにより、特別区内の消防署長が消防団長を通じて、団の活動機能を十分に発揮させることを目的とする。 第4条 団の災害活動等の基準は、別記「特別区消防団災害活動等基準」のとおりとする。	
特別区消防団災害活動等基準	
（災害活動の基本） 第1条 災害活動は、署隊本部または指揮本部のもと指揮系統の一元化を図り、団の保有する装備資機材を十分に活用し、消防署隊との連携による人命救助活動及び被害の軽減を図ることを基本とする。 （出場種別及び出場範囲） 第9条 団員の火災及びその他の災害（以下「火災等」という。）の出場種別は、普通出場及び特命出場の2種とし、出場範囲は次のとおりとする。 （1）普通出場場の火災等 ア 自己分団区域内（団本部員にあっては担当分団区域又は団長が指定した区域）において発生した火災等 イ 居住地等からおおむね500メートル以内の他分団等区域内において発生した火災等 ウ ア及びイの規定にかかわらず、可搬ポンプ積載車で出場する場合は、自己団区域内で発生した火災等のうち、長が管内情勢を考慮して指定する範囲において発生した火災等 （2）特命出場署長が特に必要と認めて団長を通じて出場を命じた火災等 （水災時の活動原則） 第17条 団員の水災時の活動は次のとおりとする。 （1）署隊本部のもとに団本部を開設すること。 （2）参集した団員を消火班、情報収集班、監視警戒班、避難誘導班、水防工法班及び支援班のうち、災害状況等に応じた必要な任務班に編成すること。 （3）各任務班の長は、編成された団員中、最上位の階級のものを充てること。この場合において、最上位の階級のものが複数いるときは先任の団員を充てること。 （4）各任務班の長は、団本部の統制に従って班員を指揮すること。	

台風19号 港区内の水防活動状況（各消防署）

種別	芝	麻布	赤坂	高輪	計
水防工法					
排水等 （流水障害排除を含む）		1		1	2
その他	・ガラス落下危険 1 ・漏水、漏電危険 1 ・倒木危険 1	・柵倒壊危険 1 ・強風による窓閉鎖障害 1 ・仮説コンテナ横転 1※	・仮説コンテナ横転 1※	・室外機落下危険 ・車両転落危険 ・ベランダウッドデッキ落下危険	
計	3	4	1	4	12
消防団 参集者数	75	103	54	54	286

※麻布署隊（YD）と赤坂署隊（P）の出場事案 男性作業員のけが人1名（軽症）

各消防団員は参集後、監視警戒活動等に従事しているが、水防工法等の活動はなし。

港 区 内 消 防 団 現 勢 等

1 現員と前年比等(令和2年10月1日現在)

所属	定員	現員(前年数)	増減(±)	充足率(前年数)	増減(±)
芝消防団	220名	185名(213名)	-28名	84.1%(96.8%)	-12.7%
麻布消防団	120名	102名(104名)	-2名	85.0%(86.7%)	-1.7%
赤坂消防団	130名	112名(107名)	+5名	86.2%(82.3%)	+3.9%
高輪消防団	110名	101名(98名)	+3名	91.8%(89.1%)	+2.7%
港区全体	580名	518名(539名)	-21名	89.3%(92.9%)	-2.9%

2 女性・学生・元消防職員の在団数(令和2年10月1日現在)

種別 \ 所属	芝消防団		麻布消防団		赤坂消防団		高輪消防団	
	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)	人員数(前年数)	増減(±)
女性団員	54名(80名)	-26名	26名(20名)	+6名	18名(15名)	+3名	29名(26名)	+3名
学生団員	21名(49名)	-28名	3名(2名)	+1名	3名(3名)	±0名	5名(3名)	+2名
元消防職員	1名(0名)	±1名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名	0名(0名)	±0名

水災に関するアンケート（案）

皆さまの活動拠点となる分団施設、活動体制をよりよくするため、以下の質問にお答えいただき率直なご意見・ご要望をお聞かせください。

次の設問のうち、該当するものを○で囲んでください。または、空欄に記載してください。

Q1. 性別 (1) 男性 (2) 女性

Q2. 年齢を教えてください。

- (1) 10～19 歳 (2) 20～29 歳 (3) 30～39 歳 (4) 40～49 歳 (5) 50～59 歳
(6) 60～69 歳 (7) 70～79 歳

Q3. あなたの参集場所は、どこですか？

() 消防団、 団本部 ・ 第 () 分団

Q4. 参集にかかる時間を教えてください。

- (1) 0 分～15 分未満 (2) 15 分～30 分未満 (3) 30 分～1 時間未満 (4) 1 時間以上

Q5. 参集手段を教えてください。

- (1) 徒歩 (2) 自転車 (3) バイク

Q6. 実際に参集した経験はありますか？

- (1) ある (2) ない (ないと答えた方は、Q13 から回答してください。)

《水災時の活動体制について》

Q7. 参集した時、待機時間が長いと感じましたか？

- (1) 長いと感じた (2) 特に長いと感じなかった

Q8. Q7で「(1)長いと感じた」と答えた方にお聞きします。

待機時間の長さについて対策が必要だと思いますか？

- (1) 何等かの対策が必要である (2) 全く必要ない

Q9. 実際に、水災害に従事したことはありますか？

(1) ある (2) ない

Q10. Q9で「(1)ある」と答えた方にお聞きします。従事内容を教えてください。

(1) 水防工法 (2) 救助活動 (3) 避難誘導 (4) 排水活動 (5) 警戒区域設定
(6) 監視警戒 (7) その他 ()

Q11. 従事内容を具体的に教えてください。

例1 戸建住宅の半地下駐車場が浸水し、バケツリレーによる排水活動を行った。

例2 道路上を流れる大量の雨水が住宅敷地に侵入するのを防ぐため、改良積み土のう工法により、越水防止を行った。

Q12. 従事中に装備資器材や活動内容等で困ったことはありませんでしたか？

例 腰の高さぐらいの深さのなかに入っただけの排水（下水を含む）活動であったため、ずぶ濡れになり、不衛生に感じた。

Q13. 河川の氾濫や道路冠水及び床上浸水等の水災活動時の活動に関して、不安はありますか？

(1) ある (2) ない

Q14. Q13で「(1)ある」と答えた方にお聞きします。

不安なこととは次のうち、どれですか？（複数回答可）

(1) 水災時の活動要領 (2)水災活動時の安全管理要領 (3)その他 ()

Q15. 今後、大規模な洪水、越水災害が発生した場合を考慮して、隣接消防団との
応援体制の確立の必要性を感じますか？

(1) 感じる (2) 感じない

《装備資器材及び分団施設について》

Q16. 水災活動時に使用する資器材について、新たに配置又は増強してほしい資器材
はありますか？

(1) ある (2) 現行で十分であるので、ない

Q17. Q16で「(1)ある」と答えた方にお聞きします。

配置または増強してほしい資器材を記入してください。(複数回答可)

--

Q18. 災害情報収集のため、分団本部施設にインターネット環境(Wi-Fi含む)
タブレット端末の必要性を感じますか？

・インターネット環境(Wi-Fi含む) (1) 感じる (2) 感じない

・タブレット端末 (1) 感じる (2) 感じない

《分団本部施設について》

Q19. 参集した場合を考えた時、現在の待機スペースの広さは十分ですか？

(1) 十分な広さである (2) 狭いので広くしてほしい

Q20. 仮眠用の簡易ベッド等の資器材の配布を希望しますか？

(1) 希望する (2) 希望しない

Q21. 女性団員のみにお聞きします。

女性用のトイレ、更衣室(場所)、仮眠スペースを希望しますか？

・女性用のトイレ (1) 希望する (2) 希望しない

・更衣室(場所) (1) 希望する (2) 希望しない

・仮眠スペース (1) 希望する (2) 希望しない

Q22. その他、水災時の活動、分団本部施設に関して、ご意見がございましたら、お書き
ください。

--

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

	資機材名	概要	
消火関係	可搬ポンプ	水を吸い上げて高所に水を上げたり、遠方へ送水するもので、消火活動等に使用します。 ポンプはB-2級消防ポンプで、搬送台車又は可搬ポンプ積載車に積載しており、各可搬ポンプにそれぞれ65mmホース20本、放水用管そう2本、吸管等が装備されています。	
	可搬ポンプ積載車	災害出場や各種警戒、広報活動等を実施する時に使用しています。 車両には赤色灯やサイレンを装備しており、緊急走行が可能です。災害時には各消防団に配置してある可搬ポンプを積載（基本的には常時積載しています。）し、出場します。	
水防関係	給水器 (フローティング ストレーナー)	水防活動時において、可搬ポンプの吸管の先端に取り付け、浸水区域の排水活動等に使用します。水面に浮かんだ状態で吸水するため、水底に堆積物が多い場合も使用することができます。	
	救命胴衣	水防活動時等において、消防団員が安全に活動できるよう救命胴衣を整備しています。	
	フロートロープ	このロープは水面に浮く機能を備えており、足元が冠水した状態でもロープを見失うことなく、避難誘導時に活用できるほか、水難救助用のロープとしても使用することができます。	
救助・救護関係	チェーンソー	震災時等の活動において、木材等の切断に使用します。	
	携帯型油圧救助器具	震災等の大規模災害における倒壊建物からの救助活動時や交通事故等における車両のドア開放等に活用します。	
	万能オノ	簡易的な携帯破壊器具です。木製ドアの開放等に活用します。	
	救急カバン	各種災害や警戒等において、傷病者が発生した際の応急救護活動に使用します。	
	AED	心臓に電気ショックを与え、元の正しいリズムに戻すための機械です。	
	担架	持ち運びが容易なように、折りたたむことができる担架です。 震災等の災害時に傷病者を搬送します。	
	リヤカー	収納のために折りたたみできるリヤカーです。	
情報伝達関係	消防団専用無線通信機	特別区消防団の災害現場等における情報伝達体制を強化し、総合的な災害対応力を向上させるため、特別区消防団専用の無線通信機として整備しています。	
	携帯無線機	同一の管轄の消防署隊と同じ署活波が入っている無線機です。	
	トランシーバー	消防団員の災害活動や警戒活動における消防団員相互の情報伝達手段として使用します。通信距離が短いことから、現場における局所的な通信手段として活用します。	
	受令機	消防デジタル無線の受信専用機です。	
照明関係	電光表示器	夜間における各種活動等において、周囲を均一的に明るくし、効果的かつ安全に活動できるよう、電光標示器（バルーン投光器）を整備しています。	
	投光器	夜間における災害現場や警戒場所で、採光用として使用します。	
	頭上ライト	夜間や閉鎖空間で、個々に採光するためのもので、保安帽等に装着できます。	
	懐中電灯	夜間、暗所等での活動に使用します。	
その他	携帯拡声器	持ち運びできる手持ちタイプの拡声器です。	
	防塵マスク	救助活動等の災害活動や各種訓練時等における粉じんの吸入を防ぎます。	
	防塵メガネ	救助活動や応急救護活動等の災害活動や各種訓練時等における目の保護のために配置しています。	
	安全チョッキ	訓練時等で、安全管理担当を示すチョッキです。	
	誘導棒	車両や歩行者の誘導に使用します。	
	非常用発電機	震災時等において、長時間停電した状況下でも消防団活動を支障なく実施するため、照明などの電気設備が通常どおり使用できるようにしています。	
	組立水槽	火災等における遠距離送水や訓練時の水利として使用します。	
	放射能測定器	N災害時等においては、消防団は危険区域外で消防署隊の後方支援活動等を行う可能性があります。消防団の活動区域が安全な区域であることを確認するために配置しているものです。	

○特別区の消防団の設置等に関する条例

昭和三十八年七月二五日

東京都条例第五三号

(趣旨)

第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第十八条第一項に規定する消防団の設置、名称及び区域並びに消防団運営委員会の設置、所掌事項、組織及び運営については、この条例の定めるところによる。

(平一八条例一四三・一部改正)

(設置、名称及び区域)

第二条 消防組織法第九条第三号の規定に基き、特別区の存する区域に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

(設置及び名称)

第三条 消防団の組織の整備を図り、その運営を円滑に行うため、知事の付属機関として、特別区ごとに、消防団運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 前項の委員会の名称には、その置かれた特別区(以下「特別区」という。)の名称を冠する。

(所掌事項)

第四条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項を審議して答申する。

- 一 消防団の組織に関すること。
- 二 消防団員の確保に関すること。
- 三 消防団員の待遇改善に関すること。
- 四 前各号のほか、前条第一項の目的を達成するため必要な事項

(組織)

第五条 委員会は、委員長及び次に掲げる者につき知事が委嘱する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 六人以内
- 二 特別区の議会の議員 六人以内
- 三 特別区内の消防署長
- 四 特別区内の消防団長

(委員の任期)

第六条 前条第一号及び第二号の委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第七条 委員長は、特別区の長とし、知事が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

(定足数)

第九条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(表決)

第十条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、東京都規則で定める。